

東海市建設工事等に係る予定価格等の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業が発注する建設工事、測量・調査・設計監理委託（草刈、水路清掃等の土木工作物の清掃業務の請負を含む。以下「建設工事等」という。）に係る入札・契約手続の透明性の向上及び公正な執行の確保を図るため、入札執行前に行う予定価格の公表（以下「事前公表」という。）並びに入札執行後に行う低入札価格調査における基準価格を設定した場合に係る基準価格、失格判断基準及び最低制限価格を設定した場合の最低制限価格（以下「基準価格等」という。）の公表（以下「事後公表」という。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する建設工事若しくは歩掛に基づき積算した測量・調査・設計監理委託（草刈、水路清掃等の土木工作物の清掃業務の請負を含む。）とする。

(公表の方法)

第3条 事前公表は、制限付一般競争入札にあつては入札公告文に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書に記載するとともに、工事別指名業者一覧表若しくは委託別指名業者一覧表に記載することにより行うものとし、事後公表は、入札調書の写しを閲覧に供することにより行うものとする。なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）によるものは、電子入札システムの利用による公表を併用するものとする。

(予定価格)

第4条 事前公表において記載する予定価格は、東海市契約規則（昭和44年（1969年）東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第13条に規定する予定価格のうち、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。事後公表において記載する基準価格等についてもこれに準ずるものとする。

(予定価格の決定時期等)

第5条 対象工事等に係る予定価格及び基準価格等は、予算執行の決裁後速やかに決定するものとする。

(入札の回数)

第6条 対象工事等に係る入札は、入札回数を1回とする。

(内訳書の提出)

第7条 対象工事等に係る入札参加者は、入札の際に、入札書とともに工事費内訳書(様式第1)若しくは委託費内訳書(様式第2)(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。

2 契約担当者は、内訳書を対象工事等に係る入札参加者に送付するものとする。なお、当該送付は、制限付一般競争入札にあつては入札公告のときに、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書による通知のときに行うものとする。この場合において、電子入札によるものは、電子入札システムの利用により行うものとする。

3 契約担当者は、開札と同時に内訳書の内容を確認するものとする。

(入札の無効)

第8条 予定価格を超えた入札、内訳書の提出のない入札及び内訳書により算定した金額と異なる入札は、無効とする。

(入札参加者への通知)

第9条 対象工事等に係る入札参加者に対しては、内訳書の提出を要する旨を、制限付一般競争入札にあつては入札公告文に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書に記載することにより通知するものとし、電子入札によるものは、電子入札システムの利用により通知を行うものとする。

(その他)

第10条 対象工事等に係る入札に関する事務は、他の規則、事務要領等の規定にかかわらず、この要領で定めた取扱によるものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

2 この要領の規定は、平成14年10月1日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又

は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事に係る予定価格の事前公表（試行）に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事に係る予定価格の事前公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事に係る予定価格の事前公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等に係る予定価格等の公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等に係る予定価格等の公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公示する制限付一般競争入札、又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公示した制限付一般競争入札、又は通知した指名競争入札につ

いては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。